法第３１条（浄化槽）

過疎地域等における合併処理浄化槽

合併処理浄化槽の処理対象人員算定の特例基準取扱要領

第１　合併処理浄化槽の処理対象人員算定の特例基準取扱要領（以下「特例基準取扱要領」という。）は、水質保全に対する社会的要請の高まりに的確に応えるため、合併処理浄化槽を普及して、生活系排水による公共用水域の汚濁負荷を軽減することを目的とする。

第２　特例基準取扱要領は、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（以下「ＪＩＳ　Ａ３３０２」という。）第２ただし書の規定により、地域の特殊性、建築物の居住状況等を勘案し、総合的な判断に基づいて適用する。

第３　特例基準取扱要領は、別表１に掲げる区域内で第４第１項に規定する建築物に設置する合併処理浄化槽（以下「合併処理浄化槽」という。）に適用する。

第４　運用基準は次による。

①　建築物は、次に定めるところによらなければならない。

ア　１戸建住宅、１戸建住宅でそれ以外の用途を兼るもの又は１戸建住宅とそれ以外の用途に供するものが併用若しくは併存するものであること。ただし、住宅の居住者以外の者が継続的に使用する住宅以外の用途に供する部分を除く。

イ　現に、高齢者のみが居住し、かつ、今後においても高齢者のみが継続して居住すると見込まれるものであること。

ウ　使用してから相当期間経過しているものであること。

②　前条に規定する区域内で、前項に規定する建築物に設置しようとする合併処理浄化槽の処理対象人員は、５人とすることができる。

第５　手続きは次による。

①　特例基準取扱要領に基づき合併処理浄化槽を設置しようとする者は、別紙第１号様式の合併処理浄化槽設置届（以下「設置届」という。）を特定行政庁に提出しなければならない。

②　前項の規定によって設置届を提出する場合は、合併処理浄化槽を設置しようとする場所を所管している市町村の長を経由しなければならない。

③　市町村の長は、前項の規定による設置届の提出があった場合は、公共下水道計画、建築物の居住状況その他合併処理浄化槽の設置に関する意見を付して、特定行政庁に送付しなければならない。

④　特定行政庁は、第１項の設置届が提出された場合において、前項の意見及び第３及び第４の規定を勘案し、適切でないと認めるときは、当該設置届を受理しないことができる。

（設置届の写の添付）

第６　合併処理浄化槽を設置しようとする者は、浄化槽設置通知書又は浄化槽設置届に第５①に規定する設置届の写を添えなければならない。

第７　合併処理浄化槽の所有者、管理者又は占有者は、合併処理浄化槽を適正に維持管理しなければならない。

第８　居住人員等の変更制限は次による。

①　合併処理浄化槽の所有者、管理者又は占有者は、居住人員、建築物の用途その他合併処理浄化槽の処理能力にかかわること（以下「居住人員等」という。）の変更をしようとする場合にあっては、特定行政庁と協議しなければならない。

②　前項の規定による協議は、変更後の計画内容が記載された資料を提示しておこなう。

③　合併処理浄化槽の所有者、管理者又は占有者は、第１項に規定する協議が整った後でなければ、居住人員等の変更をしてはならない。

別紙第１号様式

合　併　処　理　浄　化　槽　設　置　届

年　　月　　日

特定行政庁　様

申請者住所
氏名　　印

合併処理浄化槽の処理対象人員算定の特例基準取扱要領第５第１項の規定に基づき、下記の合併処理浄化槽を設置したいのでお届けします。

<table>
<tr><td rowspan="5">建築物</td><td>所　有　者
住所・氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>用　　途</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>延べ面積</td><td></td><td>建築年月日</td><td></td></tr>
<tr><td>浄化槽</td><td>構造形式</td><td></td><td>処理能力</td><td>人槽</td></tr>
<tr><td colspan="2">現状の家族構成</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">処理対象人員の
算　定　根　拠</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">申　請　理　由</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">市 町 村 受 付</td><td>建築事務所受付</td><td colspan="2">決　　裁　　欄</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

※（注）合併処理浄化槽設置届には、設置後の合併処理浄化槽について適正な維持管理と変更協議に関する誓約書を添付すること。

別紙第１号様式関係

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

特定行政庁　様

申請者住所
氏名　　印

私は、合併処理浄化槽の処理対象人員算定の特例基準取扱要領に基づき、合併処理浄化槽を適正に維持管理します。
また、合併処理浄化槽の処理能力を変更しようとする場合は、ただちに、特定行政庁と協議します。

別表１　第３に規定する運用地域

市郡名	町村名
大垣市	上石津町
高山市	丹生川町、清見町、荘川町、一之宮町、久々野町、朝日町、高根町、国府町、上宝町
関市	洞戸村、板取村、武儀町、上之保村
中津川市	阿木、飯沼、神坂、坂下、上野、付知町、田瀬、下野、川上、加子母、蛭川、山口、馬籠
恵那市	岩村町、山岡町、明智町、串原、上矢作町
山県市	長滝、平井、掛、松尾、上願、神崎、円原、片原、谷合、葛原、椿、佐野、徳永、笹賀、田栗、笹賀田栗入会地、柿野、相戸、日永、出戸、船越、青波、富永、岩佐、中洞
飛騨市	古川町（都市計画区域外の区域のみ）、神岡町(都市計画区域外の区域のみ)、河合町、宮川町
本巣市	日当、金原、佐原、神海、木知原、外山、根尾
郡上市	八幡町(都市計画区域外の区域のみ)、大和町、白鳥町、高鷲町、美並町、明宝、和良町
下呂市	萩原町、小坂町、下呂（都市計画区域外の区域のみ）、金山町、馬瀬
揖斐郡	揖斐川町（旧揖斐川町の区域（都市計画区域外の区域のみ）、谷汲、春日、旧久瀬村の区域、旧藤橋村の区域、坂内）
加茂郡	七宗町、八百津町（福地、潮見、南戸、上吉田、久田見の区域のみ）、白川町、東白川村
大野郡	白川村

過疎地域等における特例基準取扱要領についての細目基準は次のとおりとする。

① 特例基準取扱要領は、建築物の居住状況および地域性等の特殊事情に対して、建築物の用途別による屎尿浄化槽の処理対象人員算定基準（ＪＩＳ　Ａ３３０２）第２ただし書の規定に基づく特例基準について定めているので、当該規定の要旨に十分留意する。

② 特例基準取扱要領第４①ア．ただし書の規定は敷地単位で運用する。同ただし書の規定は、敷地内の住宅の居住者が敷地内の他の建築物に移動して使用する場合のみを想定しているので、敷地内の住宅の居住者以外の者が継続して使用する建築物は、ＪＩＳ　Ａ３３０２により屎尿浄化槽の処理対象人員を算定し、住宅の処理対象人員に加算する。

③ 特例基準取扱要領第４①イ．に規定する高齢者とは、満年齢が６５才以上の者をいう。

④ 特例基準取扱要領第４①ウ．に規定する相当期間とは、概ね３年とする。

⑤ 合併処理浄化槽設置届を受理した市町村の長は、現在の建築物の使用状況、居住状況等を調査し、公共下水道計画を勘案して意見を付す。この場合、公共下水道計画が定めてあることは、特例基準取扱要領の適用に影響を及ぼすものではない。

⑥ 特定行政庁は、特別基準取扱要領第５④の規定により合併処理浄化槽設置届が適切でないと認める場合は、合併処理浄化槽の設定場所を所管する市町村の長と協議する。